

令和3年度第12回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年3月15日(火)
2. 招集の場所 長洲町役場 3階(中会議室)
3. 開 会 令和4年3月15日午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右	2番 土山 秋吉	3番 杉本 和明
4番 徳永 章	5番 中嶋 英徳	6番 石井 裕
7番 嶋田 正忠	8番 宮本 静子	9番 木山 倫彦
10番 増岡美知子		

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治	楠田 源志	池上 春男
六栄区域	平木 誠志	木原 大介	城戸 祐樹
長洲・清里区域	坂井 隆浩	濱崎 伸二	

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

なし

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

1名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局	局長	吉田 泰滋
農業委員会事務局	書記	前田 敦
農業委員会事務局	書記	濱井 翔太
農林水産課	課長補佐	大賀 留美

農林水産課 課長補佐 鈴木 康博

農林水産課 課長補佐 馬場 隆輔

10. 提出議案

報告第20号 農地法第18条第6項による合意解約届について

報告第21号 農地形状変更届について

議案第44号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第45号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第47号 荒廃農地の非農地判断について

議案第48号 農用地利用集積計画（案）について

議案第49号 農地の賃借料情報の公表について

その他

事務局… それでは、おそろいですので始めたいと思います。起立。礼。着席。
ただいまから 令和3年度第12回長洲町農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、濱北会長より御挨拶をお願いします。

濱北会長… 改めまして、おはようございます。

月日が経つのもはやいもので、もう今月で令和3年度の3月に入って、3月といいますといろいろ忙しいかな、決算の時期でもあります。まあ、村で区で役をいろいろされている方は大変忙しい時期が来ました。頑張っていたきたいというふうに思います。それから、今この平和な時代にコロナの真っ最中の中に、ロシアとウクライナの戦争が行われております。私は、あんまり内容は、中身は分かりませんが、この平和な時代に人を殺したり、爆弾で撃ったり、ビルを壊したりとあっていいのかなあとというふうに思っております。何か、いい方法で話し合いがつかなかったのかなあとというふうに思います。本当 平和な時期に戦争 人を殺しあう、無残な出来事でございます。早く終わることを平和を祈っております。終わることを祈ります。

今日は、令和3年度の第12回定例会でございます。よろしく願いいたします。

事務局長… それでは、本日の欠席委員はおられませんので、本日の出席委員は、10名中10名であり、定足数に達しております、総会は成立することをまず御報告いたします。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長にお願いします。

濱北会長… それでは、議事に入ります。

本日の提出議案は、報告第20号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、報告第21号「農地形状変更届について」、議案第44号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第45号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、議案第46号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第47号「荒廃農地の非農地判断について」、議案第48号「農用地利用集積計画（案）の決定について」、議案第49号「農地の賃借料情報の公表について」を議題といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の

議事録署名委員は、5番 中嶋委員 6番 石井委員にお願いをいたします。

早速議事に入ります。1ページです。

報告第20号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局長… それでは、報告第20号、農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書の1ページ、受付番号が32番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請理由につきましても、議案書記載のとおりによる合意解約となっております。

以上で報告第20号の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

ありません の声有

濱北会長… ありがとうございます。ないようですので、報告第20号は終わります。

次に進みます。

2ページ、報告第21号「農地の形状変更届について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局長… はい。それでは 報告第21号 農地の形状変更届がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書の2ページ、3ページ、受付番号4番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請理由等は議案書に記載のとおりとなっております。

以上で、報告第21号の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。 ないですか。

ありません の声有

濱北会長… ないようですので、報告第21号は終わります。

次に進みます。4ページです。「議案第44号 農地法第3条第1項の規

定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

事務局長… はい、議案第44号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

議案書の4ページから7ページ、受付番号42番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の1・2ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、売買による所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積71,430㎡農作業歴9年の経験があり、1人で作業を行っておられ、今後もすべての農地を利用するという事です。

機械の所有状況でございますが、トラクター1台、耕耘機1台、コンバイン1台、営農トラック2台を所有されておられます。通作距離につきましては、自宅から徒歩で15分程度ということ事です。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないよう留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないよう作業し、農業の維持発展に関する話合いや活動への参加及び地域での取決めに遵守協力し、地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めるということ事です。

取得後の下限面積要件につきましては、72,195㎡であり、下限面積3,000㎡を超えていることから問題ないと考えられます。

以上、受付番号42番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の4番 中嶋委員にお願いをいたします。

中嶋委員… はい。資料の6ページになります。場所につきましては、平原役場の昔の住環センターがあった所の川の手前から入っていった道とそれは国道にそのまま繋がって、昔の北京の焼肉屋があった所につながる道です。そのそこは昔、雄飛建設があつて、田宮さんがあつてというあーゆう所の川から右さん入ったところで、実は 現在 麦が作付されております。今まで、借りてた方が、ずっと作付をされてるのかなあという形で、まあ

見に行きましたので、それなりに問題はないのかなと思います。先般からの流れがありますので、何も問題はないのかなという形で思っております。御審議よろしく願いいたします。

濱北会長… ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の中村推進委員に意見を伺います。

中村推進委員… 中村です。いま説明があったとおりで、別に何ら問題はありませんけど、この番地のいちばん最初の番地が一緒なんですね。同じところを売却されて・・・

中嶋委員… 耕作者から地権者に戻して、地権者に戻してから売買された。

中村推進委員… あっ、そういう事 合意解約されて、分かりました。審議のほどよろしく願いいたします。

濱北会長… ありがとうございます。いま、事務局それから農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

増岡委員… すいません、増岡です。もう 一般的に考えて、ずっと麦が植わってて途中で解約されて、解約された耕作者の方は どう思われるのかなと思いますけど・・・。地権者の勝手に売ってるんでしょうけど、「麦はそのまま置いておいてください」と言うような事は、言ってあるんでしょうか。いきなり、合意解約しました、だけど麦が植わってます。それは、買った人が考えるんでしょうけど、途中まで耕作してて、麦が収穫出来るまでの補償とか、収穫できるまで このままにしていいいのか、穏便に話し合いが出来てるのか聞きたいです。一般的に解せないですよ。解約で勝手に売るというのは・・・。もうちょっと待ってからっていうのも、あつてよかつたんじゃないかと思ひまして・・・。

事務局… 事務局のほうから、一応合意解約をしないと所有権移転が出来ないという所がありますので、今 作付されてる分は、そのまま収穫まではいっていいと言うことになっております。

増岡委員… 分かりました。

濱北会長… だいたい 普通そがんですもんね。

増岡委員… 確認の意味で・・・。すみません。そういうことでしょうね。

濱北会長… ほかにありませんか。 ないようですので、ここで採決をいたします。

はい の声有

濱北会長… 議案第44号 受付番号42番について、原案のとおり決定することに

賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号42番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

次に進みます。

8ページです。受付番号43番です。事務局より説明をお願いいたします。
事務局長… 議案書の8ページから9ページ、受付番号43番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の3・4ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、贈与による所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積8,681㎡農作業歴7年の経験があり、5人で作業を行っておられ、今後もすべての農地を利用するという事です。

機械の所有状況でございますが、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、軽トラック1台、動噴1台を所有しているとのことです。

通作距離につきましては、自宅から徒歩で5分程度とのことです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないように留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないように作業し、農業の維持発展に関する話合いや活動へ参加及び地域での取決めに遵守協力し、地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めるということです。

取得後の下限面積要件につきましては、9,864㎡であり、下限面積3,000㎡を超えていることから問題ないと考えられます。

以上、受付番号43番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員3番の杉本委員をお願いいたします。

杉本委員… 3番の杉本です。補足説明をいたします。申請地は、六栄小学校の北側になります。申請者は親子で生前贈与という事です。荒尾市で8反6畝ほど水稻を耕作されております。今回の申請地についても耕作をするとの事ですので、問題はないと思われれます。御審議のほどよろしくお願いしま

す。

濱北会長… ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の城戸推進委員に意見を伺います。

城戸推進委員… 推進委員の城戸です。先ほどの説明のとおりなんら問題ないと思われまので、審議のほどよろしくお願いします。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局、農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について何か質問等はございますか

ありません の声有

濱北会長… ありがとうございます。ないようですので、採決をいたします。受付番号43番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長… 全員賛成ですので、受付番号43番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

次に進みます。10ページです。受付番号44番です。事務局より説明をしてください。

事務局長… 議案書の10ページから11ページ、受付番号44番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の5・6ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、売買による所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積3,761㎡農作業歴50年の経験があり、3人で作業を行っておられ、今後もすべての農地を利用するという事です。

機械の所有状況でございますが、トラクター1台、田植機1台、軽トラック1台を所有されています。

通作距離につきましては、自宅から車で5分程度ということです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないように留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないように作業し、農業の維持発展に関する話合いや活動へ参加及び地域での取決めに遵守協力し、地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めるということ

です。

取得後の下限面積要件につきましては、取得後は3,858㎡であり、下限面積3,000㎡を超えていることから問題ないと考えられます。

以上、受付番号44番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。いま、事務局より説明がありました。

補足説明を農業委員の2番 土山委員にお願いいたします。

土山委員… 2番の土山です。資料の10ページと11ページをご覧ください。場所はですね。長洲駅の旧道を東のほうにいったところですよ。ここはですね。11ページを見てみますと、ちょっと控えがあると思われそうですが、西側が隣地は1.5倍くらいの高さです。それから反対の隣地の人の間の所の上から機械が入ってくる。一応 聞いたら全部買うごてしとってという事だったんです。話では・・ 奥のほうに 木が植わっておりますけど、現在 切断中で問題はありません。この奥の方の黒か線は、水路でU字溝の水路が通っております。別に何も問題ないと思います。よろしくお願いします。

濱北会長… ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の坂井推進委員に意見を伺います。

坂井推進委員… 推進委員の坂井です。先ほど説明がありました通り、特に問題はないかと思しますので、審議のほどよろしくをお願いいたします。

濱北会長… ありがとうございます。いま、事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、質問等はございますか。 ないですか。

はい の声有

濱北会長… それでは、採決を致します。 受付番号44番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号44番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

濱北会長… 次に進みます。

12ページです。「議案第45号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局長… 議案第45号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

議案書の12ページから15ページ、受付番号4番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の7・8ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、農業用倉庫建築となっております。

申請地の農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地である為、第1種農地と判断しており、原則不許可になりますが、例外的に許可できる場合が定められております。

例外要件につきましては、農機具格納用の農機具倉庫であり、農地法第4条第6項第1号に掲げる場合の同項ただし書及び同法施行令第4条第1項第2号イの規定に基づき、農業の振興に資する施設と考えられるため不許可の例外に該当すると思われまます。

資力及び申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、通帳残高が事業費を超過しているため適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、農業用倉庫として、適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、農業用倉庫であり、周辺農地には影響はないということです。

万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するというところでございます。

その他、給水・生活雑排水及び汚水はありません。雨水は自然浸透ということです。

以上、受付番号4番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。いま、事務局より説明がありました。

補足説明を農業委員の10番 増岡委員にお願いいたします。

増岡委員… これは 農家の方の農業用倉庫ですので、まったく 支障はないかと思えます。妥当だと思います。ご審議のほどよろしく願います。

濱北会長… ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の池上推進委員にご意見を伺います。

池上推進委員… 推進委員の池上です。委員が言われた通りですね。周りに影響するようなことはないと思いますので、審議の方よろしく願います。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局、農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。 ないですか。

ありません の声有

濱北会長… ありがとうございます。それでは、受付番号4番について賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号4番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。16ページです。議案第46号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

事務局長… それでは、議案第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

議案書の16ページから19ページ、受付番号19番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の9ページから11ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、個人住宅建築に伴う売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域に定められた地域であるため第3種農地であり、原則許可となっております。

資力につきましては、金融機関からの住宅ローン仮審査終了通知が事業費を超過しているため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、許可日より着工予定、令和5年3月31日完成予定であり適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、非農家住宅基準面積概ね500㎡を下回るため適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、土砂等の流

出、崩壊がないように慎重に施工するとのことです。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するということです。

その他、給水は町上水道・生活雑排水及び汚水は町下水道、雨水は雨水枒を設置し側溝に放流とのことです。

以上、受付番号19番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。補足説明を2番の土山委員にお願いをいたします。

土山委員… 2番の土山です。18ページと19ページを見てもらうと分かりますけど、場所はですね、有明斎場の東の方 平川燃料のちょっと西の方ですね。ここは ちょっと 別にこう見てきたんですけど、道よりちょうど1m位高くて 丁度住宅なんかいいんじゃないかなと思います。周辺も納骨堂があつて静かで 全然問題ないかと思います。審議の程 よろしく願います。

濱北会長… ありがとうございます。続きまして、推進委員の坂井推進委員に意見を伺います。

坂井推進委員… 推進委員の坂井です。先ほど説明がありました通り 周辺は、もう住宅地になっておりますので、問題はないかと思います。審議の程 よろしく願います。

濱北会長… ありがとうございます。いま 事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、何か質問等はございますか。

何か ないですか。 なければ、採決していいですか。

はい の声有

濱北会長… 議案第46号 受付番号 19番について原案とおりの許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成です、議案第46号 受付番号19番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次の受付番号20番は、私がまた 当事者となりますので、この席を退席させていただきます。よろしく願います。後は 土山委員にお願いいたします。

土山職務代理者… それでは議事を進めます。20ページです。受付番号20番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局長… それでは、議案書の20・21ページ、受付番号20番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の13ページから15ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、プレハブ物置倉庫及び駐車場用地に伴う売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域に定められた地域であるため第3種農地であり、原則許可となっております。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書が事業費を超過しているため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和4年5月1日より着工予定、令和4年5月31日完成予定であり適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、プレハブ倉庫と駐車場用地としての必要な面積のため適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、土砂等の流出、崩壊がないよう慎重に施工するとのこと。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するということです。

その他、給水は町上水道・生活雑排水及び汚水はありません、雨水は道路側溝に放流ということ。です。

以上、受付番号20番の説明を終わります。

土山職務代理者… ありがとうございます。ただいま、事務局より説明がありました。

補足説明を私の方から担当委員でございますので・・・。

土山委員… 場所はですね、先月説明しました。先月の買主さんが進入路を購入されたということを説明したと思いますが、その隣です。それで、売主さんもすっきりしたんじゃないかと思えます。土地が有効利用されて・・・。買主さんも助かるし、先月の買主さんもよかったしという事で 何ら別に問題ないかと思えます。審議の程 よろしく願いいたします。

土山職務代理者… 続きまして、意見を坂井推進委員にお願いします。

坂井推進委員… 推進委員の坂井です。先ほど 話がありました通り 先月と同

じ 先月の場所の隣ですね。問題ありませんので、審議の程 よろしくお願いいいたします。

土山職務代理者… ありがとうございます。事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありましたが、何か質問等がありますか。

土山職務代理者… ありませんか。他にないようですので、なければ採決をします。議案第46号 受付番号20番については原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

賛成者 挙手

土山職務代理者… ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第46号 受付番号20番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

ここで、濱北会長と交代いたします。

濱北会長 着席

濱北会長… ありがとうございます。次に進みます。22ページです。受付番号21番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局長… 議案書の22・23ページ、受付番号21番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の17ページから19ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、個人住宅建築に伴う売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域に定められた地域であるため第3種農地であり、原則許可となっております。

資力につきましては、金融機関からの住宅ローン仮審査終了通知が事業費を超過しているため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和4年5月1日より着工予定、令和4年7月31日完成予定であり適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、非農家住宅基準面積概ね500㎡を下回るため適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、土砂等の流出、崩壊がないよう 慎重に施工するということです。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するということです。

その他、給水は町上水道・生活雑排水及び汚水は町下水道、雨水は雨水枡を設置し側溝に放流ということです。

以上、受付番号21番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。ただいま、事務局より説明がありました。

補足説明を農業委員の8番 宮本委員にお願いいたします。

宮本委員… 8番の宮本です。この場所は、501通りをフェリー乗り場の方に行つて最初の信号から右にちょっと入った所になります。もう 周りは住宅地と言っていいほど 家が建ってますので、何ら問題ないかと思ひます。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

濱北会長… ありがとうございます。続きまして、推進委員の濱崎推進委員に意見を伺ひます。

濱崎推進委員… 推進委員の濱崎です。何も問題ないかと思ひますので、審議お願ひいたします。

濱北会長… ありがとうございます。事務局と農業委員、それから 担当推進委員より説明がありました。この件について、何か質問等はございますか。

濱北会長… ないですか。なければ採決をします。議案第46号 受付番号21番について原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

賛成者 挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成です、議案第46号 受付番号21番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

濱北会長… 次に進みます、24ページです。「議案第47号 荒廃農地の非農地判断について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

事務局長… はい。それでは、議案第47号 荒廃農地の非農地判断について決定を求めるものです。

議案書の24ページから31ページになります。ちょっと量が多いんですけども、よろしくお願ひします。

対象地、所有者、登記地目、現況地目、地積は議案書に記載のとおりです。

対象地につきましては、126件 209筆 113,179㎡です。

今回の対象地については、皆様にご協力いただきました農地利用状況調査の結果、B判定となった農地の所有者に対して、非農地判断についての意向確認を行い、同意をいただいた土地という事になります。

現況は、既に山林化もしくは原野化しており農地への復旧が見込めないため、非農地判断を行うものです。

非農地判断を行った際には、対象地を農地法第2条第1項の農地として該当しないこととなります。

以上、議案第47号の説明を終わります。

濱北会長… はい、ありがとうございました。今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。 ないですか。

増岡委員… すいません。こんな膨大な量を事務局が、1件1件承諾をしてもらうのは、大変だったと思います。県外の方もいるでしょうし、これだけしたら 荒廃農地が出るっていう事で とても良い事だと思いますので 感謝でございます。異議はございません。

濱北会長… ありがとうございます。もう、面積が11町ですからね。なければ採決していいですか。

はい。の声あり

濱北会長… 議案第47号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

賛成者 挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成です。議案第47号は原案のとおり決定をいたします。

次に進みます、32ページです。「議案第48号 農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局長… 議案第48号 農用地利用集積計画（案）が定められたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。

今回の申請につきましては、33ページが総括表となり2022年の期間ごとの総括になります。34ページが今回の借り手の一覧で現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合せまして今後の経営面積となります。詳細につきましては、35ページから39ページ 今回につきましては 賃借権13件 25筆 32,627㎡、期間借地2件 4筆 2,828㎡、使用貸借権3件 3筆 1,790㎡、所有権移転1件 1筆 941㎡となっております。

以上、議案第48号の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がございました。この件について何か質問等はございますか。 ないですか。

ありません の声有

濱北会長… それでは、採決を致します。議案第48号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

賛成者 挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第48号は原案のとおり決定をいたします。

つづきまして、40ページです。本日の最後です。「議案第49号 農地の賃借料情報について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局長… 議案第49号 農地の賃借料情報について審議をする必要がありますので、議題として挙げております。

農地法第52条の規定に基づき、農地の賃借料情報の公表に当たりましてご審議をお願いするものでございます。

41ページに公表する内容を記載しております。こちらにつきましては、令和3年1月から令和3年12月までに締結された貸借権における10aあたりの賃借料水準ということになっております。

田の部でございますが、総締結数368筆に対しまして、平均額10,169円 最高額70,000円 最低額3,133円となっております。

畑の部でございますが、総締結数17筆に対しまして、平均額8,668円 最高額27,345円 最低額3,171円となっております。

また、賃借料を物納支給としている場合は、60kgあたり10,200円で換算をしております。

以上、簡単ではございますが議案第49号の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。 ないですか。

ありませんの声あり

濱北会長… それでは 採決をいたします。議案第49号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

賛成者 挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第49号は原案のとおり決定し公表をいたします。

以上で、本日の提出議案はすべて終了いたしました。委員、推進委員の皆様からその他 なんでもけっこうです。ご意見がございましたら、お願いします。

中嶋委員… ちょっと よかですか。今の賃借権のあれなんですけども、最終的には あの水代はどがんなとつとつとだろか。入とつとつとか、入とつとらんとつとか。水代の入とつとつと高っかところは、8000円位払いよるでしょうが。ちゅうこつは、10,000円に対して水代までいるんなら20,000円になるわけでしょうが・・・。水代の入らんなら反になっばってんが・・・

事務局… 利用権に単価でもう足し上げて平均出してますんで、水代の入ってたり入ってなかったりしてると思うんですよね。

中嶋委員… いろいろ人に聞いて なん1俵たんて言わすでしょうが。水代の入りよるものと入りよらんものとおるて言うことだろ。めいめいおるわけたいな。水代ば払いよるものな、米1俵と水代ていうならば 基盤整備ぐらいになるとだものな。そると、米1俵で水代は地主さんたいて言うところ、さっき言うたごつ、高っかところは8,000円ちがうし、安かところは水代のほとんどなかところもあるばってんが、どうなのかなあて・・・。

事務局… うちがこれをするのに、全部こう利用権の契約に書いてある単価を全部拾い上げてやってるので、ちょっとそこに水代が入ってるのか入ってないのかは、ちょっと・・・。

中嶋委員… 本来 水田なら、水があって当り前で借りるけんが、水の出よらんとなら、逆に下げてもよかつかなあて、水が出んなら極端に言えば、畑地状態だけけんが、まあ耕作者としては減らしてよかつかなあて・・・ ほすと、水はあつとばってんが、そこには米は作らんもんねて言うもんもおるけんが、水はあるばってんが、狭地で米はつくらんもんねて言うもんもおるけんが・・・

平木推進委員… 水利組合で、その地区で違うど・・・

中嶋委員… 全然違うけん、一概には言われんとだん。だけけんが、玉名平野は確定金額が決まっとるけん、3,900円かな。3,900円って 分かっとるけんが、まあ入れてやらす所もあるけんが、私たちが完全に入れておきますので、その分、作業料ばくださいとかっていうところは、高っかところは8,000円とか 安かところは、水代はかからんばってんが、ポンプ代電気代と作業料で4,500円、5,000円ていろいろ・・・

平木推進委員… 安か高っかあるもんね。どこもね。

中嶋委員… 作るなら、5,000円、作らんなら、2,500円でところもあるし・・・

土山委員… おっどんげんも 同じ梅田地区でもね、1工区と2工区は、違うけん。

1工区がちーっと安かたい。2工区は、2,000円ぐらい。と、監査代は800円ぐらいで・・・、かと言って 牛水に行くと、ただたい。ん、その地区で違うけん。一律いくらじゃなかつたいね。玉名平野んごつね。

中嶋委員… だけんが、水代ていうとは、極端に考えるならば、あくまでもそこに田があるならば、地主さんが基本的には払うのが普通じゃなかつたかなあて思うとたい。

土山委員… ほとんど 耕作者負担たいね。

中嶋委員… そがんすつと なんか一番しにつかつたかなあて思うとたい。

土山委員… おそらくね、いま、こっちが小作料ばやるけんがくさい、水代ば地主さん出して言うなら、もう来年から作らんちゃよかて、言わすて地主がほとんどて思うよ。

中嶋委員… ばってん そこは 作らんでくれて言うたっちゃ、地主は払わなんけん ずーっと水代ば、逆に作ってもろた方が、よーはなかつたじゃなかるかね。よっぽど管理もせなんごつなるけんね。だけん、腹赤の基盤整備の第1工区と第2工区は、水代は地主さんが払ろうてくれ、その分は上乘せして払うけんていうこつでしとつとたい。じゃなかと 耕作者が変わんなら、手続きば全部玉名平野ば変えっしまわなんけん。そがんとこのあるけん、水代は地主さんですよて。そこに土地があるて言うことは、地主にかかるとる水代だけん。地にかかるとる水代だけん。そるが、一番よかつたじゃなかつたかなあて、私は思うとたい。じゃなかと、もしも本人になんかあつた時は、玉名平野に登録しとくなら一生変わらん。ずーっと払わなん。嫁どま知らんけん、そがんこつは。何の請求かはわからなしね。それは、基盤整備ばした時 始めて知った。まあだ、辞めて10年経つとに玉名平野ば払いよつたて。

濱北会長… 後は、ないですか。

石井委員… ちょっと質問ですけど、荒廢地の非農地化ですたいね。これ3の方で山林になつとるけんが言うこつで、これ役場から言うてくつとですか。こう、個人個人に・・・。

事務局… あの非農地化の所有者にですか。はい。うちから、調査を出してます。

石井委員… あっ、そうですか。

事務局… 皆さんに調べていただいて、B判定てなつた所に全部 通知を送って、

意向調査を行ってます。

濱北会長… ほかに ありませんか。

ありません の声あり

濱北会長… それでは、事務局より連絡事項等をお願いいたします。

- 1 長洲町集落営農組織法人化セミナー開催について
- 2 次回の定例総会について

濱北会長… それでは、これをもちまして、令和3年度第12回長洲町農業委員会定例会を閉会いたします。

事務局長… 起立。礼。

閉会（終了 午前11時15分）